

広報

# とらひみ



庄川と散居に広がる健康フラワー都市

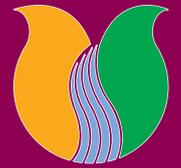
No.60 11 平成21年  
2009 月号

## Contents ~今月の内容~

新「砺波市」誕生5周年 新市の歩みを振り返る .....2	砺波総合病院から .....26
上水道料金などの統一 ..... 4	こどもの広場 .....27
議長対談、議会報告 ..... 6	市職員の給与など .....28
イベントレポート .....12	とらひみの福祉 .....30
ホットな話題 .....14	体協だより .....33
くらしの情報(くらし・行政) .....16	文化とらひみ .....34
くらしの情報(講座・教室) .....19	文化会館 .....36
14歳の挑戦、公共事業発注状況 22	美術館 .....37
みんなの健康、健康カレンダー 24	チューリップ四季彩館 .....38
	図書館 .....39
	イベント案内 .....40

こけら落とし公演 華麗に  
出町子供歌舞伎曳山会館の竣工式典にて  
→ 12頁に関連記事

回覧 みんなで読んでね



# 新「砺波市」誕生5周年 新市の歩みを振り返る



平成16年11月1日に旧砺波市と旧庄川町が合併して誕生した新「砺波市」は、今年11月で5周年を迎えます。

新「砺波市」では、「庄川と散居に広がる健康フラワー都市」を将来像として見据え、新たに定めた市民憲章を基本理念に、市民の皆さんと一緒にまちづくりを進めてきました。

今回は、新市誕生5周年を迎えるにあたり、これまでの市政の歩みを振り返ります。

## 平成16年(2004)

### 新「砺波市」誕生(11月)

初代市長には安念鉄夫氏が、助役には藤森栄次氏が就任しました。



## 平成17年(2005)

### 新たな市民憲章を制定(3月)

市民が心を一つにして新しいまちづくりを進める決意を表しました。

### ごみの分別収集を開始(4月)

限りある資源の有効活用のため、燃えるごみを、紙、プラスチック、その他で分別することになりました。



### 保育サービスを拡充(4月)

保育所の「長時間保育」は午後7時まで、幼稚園の「預かり保育」は午後6時まで、それぞれ実施時間を延長しました。

## 新市の市議会議員選挙が行われる(4月)

特別により合併前の議員の定数を変えせず、旧市町の区域ごとに選挙区で行われました。

## 梅檀山体育館が完成(4月)

これにより、すべての地区に体育館が整備されました。

## 市の花、木、花木、鳥を制定(7月)

花は「チューリップ」、木は「スギ」、花木は「エドヒガンザクラ」、鳥は「ヒヨドリ」に決定。

## 深江土地区画整理事業が完工(11月)

出町小学校用地の整備や大辻踏切の立体交差化が行われました。

## 庄川市街地の環状線が全線開通(12月)

## 平成18年(2006)

## 市営バス庄川線の運行を開始(2月)

庄川と砺波を結ぶ重要路線を整備。



## 児童手当制度を拡充(4月)

支給対象年齢を小学3年生までから6年生までに拡大したほか、所得制限の限度額を引き上げました。

## チャレンジデーに初参加(5月)

## となみ散居村ミュージアムが開館(6月)

砺波平野の散居村景観の美しさを発信するとともに、人々の豊かな感性を育んできた散居村の素晴らしさを未来へ伝える拠点施設としました。



## 散居村景観保全・活用調査に着手(8月)

公募市民などで行く「まちづくり研究会」の提言を取り入れるなど、市民参画により作り上げられ、市議会で議決されました。平成19年度以降10年間のまちづくりの指針となっています。

## 庄川健康プラザが開館(10月)

健康づくりの拠点施設として設置。ウォーキングプールやリハビリ機器を活用した介護予防事業を行っています。





**平成19年(2007)**

**AEDを全小中学校に配備(2月)**  
**福祉センター「北部苑」と「北部デイサービスセンター」を開設(4月)**

高齢者の交流・憩いの場となる福祉センターと、多様な介護サービスを提供できるデイサービスセンターを林地内に整備しました。

**砺波医療圏急患センターを設置(4月)**

休日や夜間の救急医療体制を充実させるため、既設の砺波医療圏小児急患センターに救急内科を併設し、名称を変更しました。

**「子ども課」を新設(4月)**

従来複数の課で行っていた子育てに関する業務をまとめて所管する課を新設。窓口がわかりやすくなりました。



**新設若幼稚園が完成(4月)**

2月に新園舎が完成。グラウンドやプールなども改修しました。

**砺波市民の歌を制定(10月)**

歌詞には、チューリップ、庄川、散居、ゆずなどが盛り込まれました。

**平成20年(2008)**

**ちゅうりっぷ保育園が完成(2月)**

私立保育園としては市内で2番目。教室不足を解消することも校舎を耐震化しました。

**砺波東部小学校を増改築(3月)**



**東海北陸自動車道が全線開通(7月)**

**子どもの医療費助成制度を拡充(10月)**  
 対象者を従来の未就学児までから小学6年生までに拡大しました。

**市営ハスの路線とダイヤを部変更(10月)**

市谷地区や雄神地区まで運行路線を延長し、利便性を高めました。

**上田信雅氏が第二代砺波市長に就任(11月)**



**平成21年(2009)**

**新・出町太田往來踏切が開通(1月)**

**2回目の市議会議員選挙が行われる(4月)**  
 旧市町ごとの選挙区の区分がなくなりしました。

**「砺波地域情報センター」を名古屋市に開設(4月)**

東海北陸自動車道の開通を踏まえ、中京圏からの誘客や企業誘致を進めるため、砺波市と南砺市の観光PRや情報収集などを行っています。

**タウンミーティングをスタート(5月)**

市長が各地区に出向き、市民の皆さんの市政に対するご意見を伺っています。



**民具館が開館(6月)**

市が収蔵している9千点あまりの民具を展示。砺波地域の人々の生活の知恵を未来へ伝えます。

**増山城跡が国の史跡に指定される(7月)**

市が長い時間をかけて実施した調査が生かされました。

**砺波消防署庄東出張所を開設(10月)**

**出町子供歌舞伎曳山会館が開館(10月)**  
 市の伝統文化の素晴らしさを発信することにも、会館を拠点とする人々の交流や活動を促進します。



**人口・世帯(平成16年11月1日→平成21年9月30日)**

49,180人 → 49,290人 (110人増)  
 14,236世帯 → 15,154世帯 (918世帯増)



# 上水道料金や 下水道使用料金などが 統一されます



## 下水道使用料金



旧庄川町区域の下水道使用料金を下表のとおり段階的に引き上げ、旧砺波市区域の使用料金に統一します。

旧庄川町区域の下水道使用料金(1か月あたり)

区分	排除汚水量	現行	平成22年度	平成23年度	平成24年度以降(統一)	
一般汚水	基本料金	10m <sup>3</sup> 以下の分	1,427円	1,477円	1,527円	1,575円
	超過料金	10m <sup>3</sup> を超える分(1m <sup>3</sup> につき)	142円	147円	152円	157.5円
		50m <sup>3</sup> を超える分(1m <sup>3</sup> につき)	142円	147円	152円	168円

※大口用の使用料金については、一般汚水に準じたものとします。

なお、使用者の方に個別に通知します。

※公衆浴場汚水については、平成22年度から旧砺波市区域の使用料金に統一します。

## 下水道事業の受益者負担金

受益者負担金・分担金(公共下水道事業に要する費用の一部にあてるため、排水区域内の土地の所有者などが負担するものです)については、平成22年度事業分から旧砺波市区域の額に統一します。

問合せ 下水道課管理普及係 ☎33-1111(内線171・172)

ご希望があれば、市職員が自治会などに出向いてご説明いたします。

### 旧庄川町給水区域

現行					平成22年6月1日 メーター検針以降		平成23年6月1日 メーター検針以降		統一 平成24年6月1日 メーター検針以降		
種別	基本料金		超過料金(1m <sup>3</sup> )		メーター 使用料	基本料金	水量料金(1m <sup>3</sup> )		基本料金	水量料金(1m <sup>3</sup> )	
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,050円	11m <sup>3</sup> ~	136.50円	63.0円	1,050円	10m <sup>3</sup> まで	47.25円	1,050円	10m <sup>3</sup> まで	47.25円
					136.5円		10m <sup>3</sup> 超	109.20円		10m <sup>3</sup> 超	122.85円
					147.0円		30m <sup>3</sup> まで	47.25円		30m <sup>3</sup> まで	47.25円
							30m <sup>3</sup> 超	109.20円		30m <sup>3</sup> 超	122.85円
大口	100m <sup>3</sup> まで	9,975円	101m <sup>3</sup> ~	136.50円	231.0円	10,500円	100m <sup>3</sup> まで	47.25円	10,500円	100m <sup>3</sup> まで	47.25円
					273.0円		100m <sup>3</sup> 超	109.20円		100m <sup>3</sup> 超	122.85円
					1,470.0円		200m <sup>3</sup> まで	47.25円		200m <sup>3</sup> まで	47.25円
							200m <sup>3</sup> 超	109.20円		200m <sup>3</sup> 超	122.85円
大口	1,000m <sup>3</sup> まで	99,750円	1,001m <sup>3</sup> ~	136.50円	1,470.0円	59,850円	500m <sup>3</sup> まで	47.25円	59,850円	500m <sup>3</sup> まで	47.25円
					1,995.0円		500m <sup>3</sup> 超	109.20円		500m <sup>3</sup> 超	122.85円
					-		1,000m <sup>3</sup> まで	47.25円		1,000m <sup>3</sup> まで	47.25円
							1,000m <sup>3</sup> 超	109.20円		1,000m <sup>3</sup> 超	122.85円
-	-	-	-	-	215,250円	3,000m <sup>3</sup> まで	47.25円	215,250円	2,500m <sup>3</sup> まで	47.25円	
-	-	-	-	-	215,250円	3,000m <sup>3</sup> 超	109.20円	215,250円	2,500m <sup>3</sup> 超	122.85円	
大口	50,000m <sup>3</sup> まで	2,047,500円	50,001m <sup>3</sup> ~	47.25円	-	430,500円	70,000m <sup>3</sup> まで	47.25円	430,500円	60,000m <sup>3</sup> まで	47.25円
					-		70,000m <sup>3</sup> 超	109.20円		60,000m <sup>3</sup> 超	122.85円
-	-	-	-	-	3,045円	3,045円	10m <sup>3</sup> まで	47.25円	3,045円	10m <sup>3</sup> まで	47.25円
					-		10m <sup>3</sup> 超	378.00円		10m <sup>3</sup> 超	378.00円

上水道料金=基本料金1,050円+水量料金(47.25円/m<sup>3</sup>×10m<sup>3</sup>+136.5円/m<sup>3</sup>×10m<sup>3</sup>)=2,887円(1円未満の端数は切り捨て) (消費税込)

# 上水道料金と加入金

## 今までの経緯

旧砺波市と旧庄川町が合併した平成16年11月当時、上水道料金と加入金の額は旧砺波市給水区域が旧庄川町給水区域よりも高く、この差異については、合併協議会での調整により『それぞれ現行のまま新市に引継ぎ、漸次調整するものとする』とされました。

上水道料金と加入金の統一は合併後の大きな課題であり、旧砺波市給水区域については、受水費の値下げに合わせて、または利益の還元として、平成16年10月から今日までに3回にわたり上水道料金を値下げし、差異の縮小を行ってきました。

## 統一のスケジュール

合併から5年が経過した今年度、使用者負担の公平の原則に基づき、差異のあった旧砺波市給水区域と旧庄川町給水区域の上水道料金と加入金の額を統一することが決定しました。

### 上水道料金

平成24年6月1日以降のメーター検針分から統一します。ただし、経過措置として、平成22年度以降、旧砺波市給水区域では水量料金単価を段階的に値下げし、一方、旧庄川町給水区域では段階的に値上げすることになりました。（下表のとおり）

### 加入金

平成22年4月1日から統一します。（右表のとおり）

## 加入金（1件あたり）

（消費税込）

メーター口径	現 行		平成22年4月以降
	旧砺波市給水区域	旧庄川町給水区域	
13mm	105,000円	52,500円	105,000円
20mm			210,000円
25mm	—		
30mm	472,500円		
40mm	787,500円		
50mm	1,050,000円		
75mm	2,100,000円	—	2,100,000円
100mm	市長が定める額	—	4,725,000円
150mm			

問合せ 上水道課業務係 ☎ 33-1111（内線181~183）

ご希望があれば、市職員が自治会などに出向いてご説明いたします。

## 上水道料金（1か月あたり） 太字 は改定箇所

メーター口径	旧砺波市給水区域									
	現 行		平成22年6月1日メーター検針以降		平成23年6月1日メーター検針以降		統一		平成24年6月1日メーター検針以降	
	基本料金	水量料金 (1m³)	基本料金	水量料金 (1m³)	基本料金	水量料金 (1m³)	基本料金	水量料金 (1m³)	基本料金	水量料金 (1m³)
13mm	1,050円	1~10m³ 47.25円	1,050円	10m³まで 47.25円	1,050円	10m³まで 47.25円	1,050円	10m³まで 47.25円	1,050円	10m³まで 47.25円
20mm		11m³~ 157.50円		10m³超 151.20円		10m³超 143.85円		10m³超 136.50円		
25mm	3,675円	1~30m³ 47.25円	3,675円	30m³まで 47.25円	3,675円	30m³まで 47.25円	3,675円	30m³まで 47.25円	3,675円	30m³まで 47.25円
		31m³~ 157.50円		30m³超 151.20円		30m³超 143.85円		30m³超 136.50円		
30mm	—	—	10,500円	100m³まで 47.25円	10,500円	100m³まで 47.25円	10,500円	100m³まで 47.25円	10,500円	100m³まで 47.25円
				100m³超 151.20円		100m³超 143.85円		100m³超 136.50円		100m³超 136.50円
40mm	21,525円	1~200m³ 47.25円	21,525円	200m³まで 47.25円	21,525円	200m³まで 47.25円	21,525円	200m³まで 47.25円	21,525円	200m³まで 47.25円
		201m³~ 157.50円		200m³超 151.20円		200m³超 143.85円		200m³超 136.50円		
50mm	59,850円	1~500m³ 47.25円	59,850円	500m³まで 47.25円	59,850円	500m³まで 47.25円	59,850円	500m³まで 47.25円	59,850円	500m³まで 47.25円
		501m³~ 157.50円		500m³超 151.20円		500m³超 143.85円		500m³超 136.50円		
75mm	107,625円	1~1,000m³ 47.25円	107,625円	1,000m³まで 47.25円	107,625円	1,000m³まで 47.25円	107,625円	1,000m³まで 47.25円	107,625円	1,000m³まで 47.25円
		1,001m³~ 157.50円		1,000m³超 151.20円		1,000m³超 143.85円		1,000m³超 136.50円		
100mm	215,250円	1~2,000m³ 47.25円	215,250円	2,000m³まで 47.25円	215,250円	2,000m³まで 47.25円	215,250円	2,000m³まで 47.25円	215,250円	2,000m³まで 47.25円
		2,001m³~ 157.50円		2,000m³超 151.20円		2,000m³超 143.85円		2,000m³超 136.50円		
150mm	430,500円	1~4,000m³ 47.25円	430,500円	10,000m³まで 47.25円	430,500円	30,000m³まで 47.25円	430,500円	50,000m³まで 47.25円	430,500円	50,000m³超 136.50円
		4,001m³~ 157.50円		10,000m³超 151.20円		30,000m³超 143.85円		50,000m³超 136.50円		
臨時用	3,045円	1~10m³ 47.25円	3,045円	10m³まで 47.25円	3,045円	10m³まで 47.25円	3,045円	10m³まで 47.25円	3,045円	10m³まで 47.25円
		11m³~ 378.00円		10m³超 378.00円		10m³超 378.00円		10m³超 378.00円		

上水道料金の計算方法（メーター口径が20mmの一般家庭で、使用水量が1か月20kの場合の例（平成24年6月以降の統一料金で試算））